

所得税の納期限は、3月15日(水)です。期限までにお近くの金融機関等で納付してください。

税 確定申告 町都民税申告

所得税の確定申告

★確定申告を

しなければならない方

【事業所得や不動産所得などが

ある場合】

▼平成17年中の事業所得や不動産所得など所得金額の合計が、基礎控除やその他の所得控除の合計額を超える方

【サラリーマン等の給与所得者】

▼平成17年中の給与等の収入金額が20000万円を超える方

▼給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方

▼2カ所以上から給与等の支払いを受けている方

【同族会社の役員

またはその他親族等の場合】

▼同族会社からの給与のほか、次の収入のある方

①同族会社からの配当、同族会社への貸付金の利息

②不動産、動産、営業権など賃貸料

③機械、器具などの使用料

○確定申告をする

所得税が還付される場合

給与所得者で確定申告をする必

要のない方でも、次の方は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

▼雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方

▼年の途中で退職し、その後再就職していないため、年末調整を受けていない方

※確定申告をする必要のない方が還付を受けるために確定申告をする場合、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円以下であっても、それを含めて申告しなければなりません。

◎介護保険のサービス利用料が、確定申告で医療費控除の対象となる場合があります。

◎介護保険料は健康保険や年金の掛金と同様、社会保険料控除の対象となります。

問合せ 高齢者福祉課
☎557-0594

○臨時受付窓口のご利用を

日 程 2月19・26日(日)

時間 午前9時～正午
午後1時～5時

場所 青梅税務署

4～7ページでは、税の申告についてお知らせします。

- ▼4ページ：所得税の確定申告
- ▼5ページ：町都民税の申告
- ▼6～7ページ：改正される町都民税

青梅税務署・税理士会による確定申告相談日程

| 期 間 (開催月は2月) | 場 所 | 受付時間 | その他 |
|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|--|
| 10日(金)・13日(月) | 瑞穂町民会館 | 午前9時～11時30分 午後1時～3時 | ▶ 給与所得者、年金受給者、農業所得者および小規模事業者の方は、ご利用ください。 ▶ 譲渡所得・贈与税の相談は、税務署でご相談ください。 ▶ 福生駅プチギャラリーは、給与所得者・年金受給者の相談のみとさせていただきます。 |
| 9日(木)～11日(土) | 福生駅 プチギャラリー3階 | 午前10時30分～ 午後0時30分 午後1時30分～4時30分 | |
| 16日(木)～28日(火) (土・日曜日は除きます) | 羽村市役所 福生市商工会館 あきる野市役所 | 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 | |
| 21日(火)～24日(金) | 瑞穂町民会館 | | |

問合せ

青梅税務署
☎0428(22)3185

福生警察署からのお知らせ

町内で発生犯罪激減!

問合せ 福生警察署防犯係
☎551-0110

●瑞穂町内の犯罪発生状況 (平成17年12月現在)

(単位:件)

| | 総 計 | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 侵入窃盗 | 非侵入盗 | 知能犯 | 風俗犯 | その他 |
|-------|------|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|
| 平成17年 | 663 | 4 | 27 | 67 | 399 | 23 | 0 | 143 |
| 平成16年 | 861 | 3 | 30 | 143 | 503 | 25 | 2 | 155 |
| 増 減 | ▲198 | 1 | ▲3 | ▲76 | ▲104 | ▲2 | ▲2 | ▲12 |



<ことばの説明>

- 凶悪犯……殺人、強盗など
- 粗暴犯……けんか等の暴行や傷害、恐喝や脅迫など
- 侵入窃盗…空き巣など
- 非侵入盗…自転車・バイク盗、ひったくり、万引きなど

- 知能犯……詐欺など
- 風俗犯……強制わいせつ(痴漢)など
- その他……器物損壊、占有離脱物横領など

★今後も減少するようご協力をお願いします★

町都民税の申告受付

所得税の確定申告も併せて受け付けます。
 ただし、土地・家屋・株式などの譲渡所得、青色申告、農業・営業などの所得、消費税、相続税、贈与税は青梅税務署に直接申告してください。

この申告は、1月1日現在の住所地で平成17年分の所得を申告していただき、それに基づいて税額を計算するための資料となるものです。

期間 2月16日(木)～3月15日(水)
(土・日曜日は除きます)
時間 午前9時～11時、午後1時～4時
場所 町民会館ホール

平成17年度に申告をしていた方などに、申告書を郵送します(2月初めに発送予定)。
 申告書が届かない方は税務課または申告会場に用意してありますので、お申し出ください。

★町都民税の申告を

しなくてはならない方

▼給与所得のみの方で、勤務先から町へ給与支払報告書が送付されていない方(勤務先でお確かめください)
 ▼事業、不動産、配当、年金などの所得があった方で、確定申告の必要がない方
 ▼国民健康保険に加入している方

※所得のなかつた方も申告を

申告書裏面の「収入のなかつた方」の欄へ記入し、ご提出ください。

★申告の必要がない方

▼平成17年分の所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
 ▼勤務先から町に給与支払報告書の提出があり、給与所得のほかにも所得のない方

○申告に持参するもの

- ① 印鑑
- ② 所得を証明するもの(源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支明細書など)
- ③ 社会保険料・生命保険料・損害保険料・国民年金保険料・国民

出張受付をご利用ください

| 日程 | 時間 | 場所 |
|----------|---------------------|---------------|
| 2月23日(木) | 午前9時～11時 午後1時～4時 | 元狭山会館 |
| 2月24日(金) | | 武蔵野コミュニティセンター |
| 3月1日(水) | | 長岡南会館 |

年金基金の掛金・個人年金保険料および医療費控除等の領収書、または支払った額を確認できるもの

※生命保険料で、9000円を超える契約の場合は、証明書の添付が必要です。また、医療費控除には必ず領収書が必要で、あらかじめ病院ごとに合計金額を計算しておいてください。

④ 障害者控除を受ける方は障害を証明する書類等

※申告書は郵送でも受け付けます。

問合せ 税務課

TEL 557-7519

嘱託員・臨時職員の登録募集

応募期限 2/17(金)

問合せ 各担当課へ

報酬・その他勤務条件…瑞穂町嘱託員の設置に関する要綱、臨時職員の雇用に関する実施要綱によります。

◎嘱託員の募集 (雇用期間 4月1日～平成19年3月31日)

| 職種 | 人数 | 事務・作業内容 | 対象 | 資格・要件等 | 勤務時間 | 申込み |
|-------------|----|-----------------------|------------|--------|---------------------------|----------------------|
| 学校用務員 | 2名 | 学校施設管理業務 | 62歳くらいまでの方 | | 月～金曜日 1日8時間 | 学校教育課 TEL557-6683 |
| 粗大ごみ収集運搬作業員 | 2名 | 粗大ごみ収集運搬作業(計量作業も含みます) | 60歳くらいまでの方 | 普通運転免許 | 月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時 | 生活環境課 TEL557-7612 |

◎臨時職員の登録 (登録期間 4月1日～平成19年3月31日)

| 職種 | 対象 | 資格・要件等 | 勤務時間等 | 申込み |
|--------|------------|--------|----------------------|----------------------|
| 学校図書事務 | 55歳くらいまでの方 | | 月～金曜日 1日3時間、週4日以内 | 学校教育課 TEL557-6683 |

お詫びと訂正
 「広報みずほ」1月号7ページ、臨時職員の登録の表中でお知らせした武蔵野コミュニティセンターの電話番号に誤りがありました。正しくは、「570-0555」です。お詫びして訂正します。

幅広い層の方に税の負担を

町都民税改正

控除・非課税制度の
廃止など

地方税法などの改正に伴い、平成18年度から町民税・都民税（以下、住民税）が変わります。今までよりも税額が増えたり、現在、住民税が掛かっていなかった一部の方へも税を負担していただく可能性が生じます。ここでは、その中の主な改正点についてお知らせします。

● 老年者控除の廃止

65歳以上の方で、前年の合計所得金額が1000万円以下の方に適用されていた老年者控除48万円（所得税は50万円）が廃止されます。

● 老年者の非課税制度の廃止

65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されます。

なお、廃止に伴う急激な税負担を緩和するため、平成17年1月1日現在で65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は18年度から3年間で段階的に廃止されます。（表1）

表1 老年者非課税制度の段階的廃止の経過措置

| 区分 平成 | 住民税 | |
|----------|--------|--------|
| | 所得割 | 均等割 |
| 18年度 | 2/3を減額 | 1,300円 |
| 19年度 | 1/3を減額 | 2,600円 |
| 20年度 | 全額課税 | 4,000円 |

● 公的年金等控除額が変更

国民年金や厚生年金など公的年金を受給されている方は、「公的年金等控除」が適用されています。特に65歳以上の方には、公的年金等控除の額が上乘せされていて、負担が軽減されていました。

平成17年1月1日以降に支給され

表2

65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の速算表

▶ 昭和16年1月1日以前に生まれた方 【変更前】

| 公的年金等の収入金額の合計額 | 割合 | 控除額 |
|----------------|------|-------|
| 260万円未満 | 100% | 140万円 |
| 260万円以上460万円未満 | 75% | 75万円 |
| 460万円以上820万円未満 | 85% | 121万円 |
| 820万円以上 | 95% | 203万円 |



平成18年度の住民税から適用

平成17年1月1日以降に支給された年金 【変更後】

| 公的年金等の収入金額の合計額 | 割合 | 控除額 |
|----------------|------|---------|
| 330万円未満 | 100% | 120万円 |
| 330万円以上410万円未満 | 75% | 37万5千円 |
| 410万円以上770万円未満 | 85% | 78万5千円 |
| 770万円以上 | 95% | 155万5千円 |

65歳未満の方の公的年金等に係る雑所得の速算表

▶ 昭和16年1月2日以降に生まれた方

| 公的年金等の収入金額の合計額 | 割合 | 控除額 |
|----------------|------|---------|
| 130万円未満 | 100% | 70万円 |
| 130万円以上410万円未満 | 75% | 37万5千円 |
| 410万円以上770万円未満 | 85% | 78万5千円 |
| 770万円以上 | 95% | 155万5千円 |

◎ 公的年金等に係る雑所得金額は次のとおり算出します

$$\text{公的年金等の合計額} \times \text{割合} - \text{控除額}$$

< 計算例 >

年齢が67歳で平成17年中の年金収入額が350万円の場合
 $3,500,000円 \times 0.75 - 375,000円 = 2,250,000円$

る年金分から、この65歳以上の方への上乗せ措置を廃止し、65歳未満の方と同様に取り扱いこととなりました。ただし、年金収入額によっては、最低保障額を加算する措置があります。公的年金等に係る雑所得額は速算

表（表2）に当てはめて計算します。65歳以上の方の公的年金等の収入金額から控除される額が変更になります。詳しくは表2をご覧ください。※ 65歳未満の方については変更ありません。

● **定率減税が縮小**
 平成11年度から景気対策の一環として導入された定率減税が引き下げられます。(表3)

表3 定率減税の改正額

| 区分 | 住民税 | |
|-------------|-------|-----|
| | 所得割額の | 上限 |
| 平成17年度(改正前) | 15% | 4万円 |
| 平成18年度(改正後) | 7.5% | 2万円 |

● **妻に対する均等割軽減措置が廃止**

均等割を納める夫と生計を一にし、夫と同じ町内に住んでいる妻には、平成17年度は、住民税の均等割を2分の1に軽減していました。平成18年度からは、妻に対する均等割軽減措置が廃止され、一定以上の所得があれば均等割が4000円となります。

● **国民年金保険料等に係る社会保険料控除の書類の添付**

国民年金保険料・国民年金基金の掛金に係る社会保険料控除の適用には、保険料の支払いをした旨を証する書類(控除証明書または領収書等)を、所得税確定申告書(または町都民税申告書)に添付する必要があります。



該当される方は

所得税の確定申告を

問合せ 税務課

TEL557-7519

表4

公的年金等の収入金額が表4の金額を超える場合には所得税が課税されますので、原則として確定申告により源泉徴収税額(公的年金等から天引きされている所得税額)の過不足を清算することになります。

| | 控除対象配偶者等の有無 | 所得税が課税される年金収入額 |
|-------|--------------|------------------|
| 65歳未満 | 無 | 108万円を超える場合 |
| | 有(一般扶養親族でも可) | 151万4,000円を超える場合 |
| 65歳以上 | 無 | 158万円を超える場合 |
| | 有(一般扶養親族でも可) | 196万円を超える場合 |
| | 有(70歳以上の配偶者) | 206万円を超える場合 |

※基礎控除、配偶者控除、扶養控除のみで計算していますので、他に控除するものがあれば「所得税が課税される年金収入額」は変わります。

源泉徴収税額がない場合、または源泉徴収税額が確定申告による所得税額より少ない場合、不足分の所得税を納付する確定申告が必要です。源泉徴収税額が確定申告による所得税額より多い場合、超過分の所得税の還付を受ける確定申告をすることができます。

○町都民税の納付の目安(収入が公的年金のみの方が対象です)

| 65歳以上で配偶者を扶養している方 | | | 65歳以上で配偶者を扶養していない方 | | |
|-------------------|---------|---------|--------------------|---------|---------|
| 公的年金の収入額 | 平成17年度 | 平成18年度 | 公的年金の収入額 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 0~212万円の場合 | 0円 | 0円 | 0円~155万円の場合 | 0円 | 0円 |
| 220万円の場合 | 0円 | 4,000円 | 160万円の場合 | 0円 | 7,200円 |
| 260万円の場合 | 0円 | 38,200円 | 260万円の場合 | 0円 | 53,400円 |
| 270万円の場合 | 9,700円 | 42,800円 | 270万円の場合 | 23,700円 | 58,100円 |
| 300万円の場合 | 19,300円 | 56,700円 | 300万円の場合 | 33,300円 | 71,900円 |
| 330万円の場合 | 28,800円 | 70,600円 | 330万円の場合 | 42,800円 | 85,800円 |

※概算のため、税額誤差±100円の誤差があります。

昭和15年1月2日以前生まれの方は、 の部分は3分の2減額となります。

基礎控除、配偶者控除のみで計算していますので、他に控除するものがあれば税額は少なくなります。

行政コスト計算書

行政コスト計算書とは

地方自治体の行政活動は、バランスシートで明らかにされる資産・負債等の状況だけでなく、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政サービスが大きな比重を占めています。

行政コスト計算書は民間企業でいう「損益計算書」に当たるものですが、営利活動を目的としない地方自治体の財務活動にはなじまないために、行政コスト計算書という呼称にしています。

行政活動をコストに着目して把握することにより、行政サービスの提供に要したコストが明確になるとともに、行政活動の効率性の検討にも役立てることができ、分かりやすく説明することが可能となります。



人に掛かるコストとは

行政サービスを担う町職員に要する費用で、人件費や退職給与引当金繰入等を計上しています。

物に掛かるコストとは

町が最終消費者となっているもので、物件費、維持補修費、減価償却費を計上しています。

移転支出的なコストとは

他の人や団体に移転して効果が出てくるような費用で、扶助費、補助費等、繰出金、普通建設事業費(他団体への補助金等)を計上しています。

その他のコストとは

上記の3つに属さない費用で、公債費(利子分のみ)、不納欠損額を計上しています。

平成16年度行政コスト計算書

【行政コスト】

(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

| | 区 分 | 金 額 | 町民一人当たり |
|-----------|-------------|-------------|----------|
| 人にかかるコスト | ①人件費 | 19億 799万円 | 56,285円 |
| | ②退職給与引当金繰入等 | 3億4,365万円 | 10,137円 |
| | 小 計 | 22億5,164万円 | 66,422円 |
| 物にかかるコスト | ①物件費 | 20億2,522万円 | 59,743円 |
| | ②維持補修費 | 9,219万円 | 2,719円 |
| | ③減価償却費 | 13億3,583万円 | 39,406円 |
| | 小 計 | 34億5,324万円 | 101,868円 |
| 移転支出的なコスト | ①扶助費 | 13億8,945万円 | 40,988円 |
| | ②補助費等 | 20億3,357万円 | 59,989円 |
| | ③繰出金 | 13億 274万円 | 38,430円 |
| | ④普通建設事業費 | 6億9,675万円 | 20,554円 |
| | 小 計 | 54億2,251万円 | 159,961円 |
| その他のコスト | ①公債費(利子分のみ) | 9,304万円 | 2,745円 |
| | ②不納欠損額 | 1億3,519万円 | 3,988円 |
| | 小 計 | 2億2,823万円 | 6,733円 |
| 行政コスト A | | 113億5,562万円 | 334,984円 |

【収入項目】

| | | | |
|------------|---|-------------|----------|
| 使用料・手数料等 | B | 4億7,157万円 | 13,911円 |
| 国庫(都)支出金 | C | 17億 180万円 | 50,202円 |
| 一般財源 | D | 80億4,328万円 | 237,272円 |
| 収 入(B+C+D) | E | 102億1,665万円 | 301,385円 |

| | | | |
|-----------------|---|-------------|------------|
| 正味資産国庫(都)支出金償却額 | F | 5億4,083万円 | 15,954円 |
| 期首一般財源等 | G | 395億8,002万円 | 1,167,587円 |
| 一般財源等増減額(E-A+F) | H | △5億9,814万円 | △17,645円 |
| 期末一般財源等(G+H) | I | 389億8,188万円 | 1,149,942円 |

※町民1人当たりの金額は平成17年3月31日現在の住民基本台帳人口(33,899人)で計算しています。

上の表は、行政コスト計算書の一部を抜粋したものです。詳しい内容については、瑞穂町のホームページをご覧ください。

問合せ 財政課 ☎557-7483